

JICA海外協力隊



今、国際協力に！
教員としての経験を

「現職教員特別参加制度」
のご案内



JICA 海外協力隊とは…

日本政府のODA予算により実施される、JICAの青年海外協力隊、日系社会青年海外協力隊等を派遣するボランティア事業です。

「参加者一人一人が高い志と世界に貢献する気概を持ち、現地の人々と共にある中で信頼を育み、活動を通じて日本と世界を理解する」という理念のもと、国民が参加する国際協力活動を促進するのがこの事業です。

これまで世界99か国に5万人以上の隊員を幅広い分野に派遣してきました。

「現職教員特別参加制度」は、公立学校、国立大学附属学校、公立大学附属学校、私立学校及び学校設置会社の設置する学校の教員を対象に現職の身分を保持したままこれらの活動に参加できる制度です。

本制度により、開発途上国での協力活動に従事することを通じて、教員の資質能力の向上が、また、帰国後その経験が教育現場で活用、共有されることによって我が国の教育のさらなる国際化の促進が期待されることから、文部科学省では教育委員会等に対して本制度の周知を行っています。

目次

目次	P1
教員としての経験を今、国際教育に！	P2
現職教員特別参加制度の主な特徴	P3
待遇及び費用面での支援	P4
応募について	P5
応募の流れと派遣までのスケジュール	P7
OB・OGストーリー	P9
よくある質問	P11



表紙写真：牧 ちさとさん（ケニア／2016年度1次隊）
職業クラスの子どもたちと

今、教員としての経験を国際協力に！

国際協力の意義 ～青年海外協力隊における現職教員特別参加制度の発足について～

2000年度に「国際教育協力懇談会」（文部大臣（当時）の私的懇談会）は、現職教員の青年海外協力隊への参加促進を目的とし、青年海外協力隊に現職教員を対象を絞った制度を設けることを提言しました。これを受けて、2001年度に青年海外協力隊「現職教員特別参加制度」が、文部科学省と外務省、国際協力事業団（当時）及び都道府県教育委員会等の協力により創設されました。

現職教員は、指導案の作成、教材開発、各種技術指導など、子どもに密着した実践的な教育経験や能力を有しており、我が国の教育経験を活かした国際協力を進めていくための重要な人材です。また、途上国が発展していく中で、特に教育分野での協力が重視されており、この要請に応える人材として教えるプロである現役の

教員はまさに適任であるといえます。

さらに、教員が開発途上国において国際教育協力に従事することによって、コミュニケーション・異文化理解の能力を身につけ、国際化のための素養を児童・生徒に波及的に広めることができます。また、帰国後に自身の経験を教育現場に還元することによって、将来の国際教育協力分野の人材の裾野を広げる他、我が国の教育の質を高めることにもつながります。

これまでも「現職教員特別参加制度」によって、多くの教員が派遣され世界各地で活躍するとともに、帰国後も教育現場等で隊員経験を活かしています。

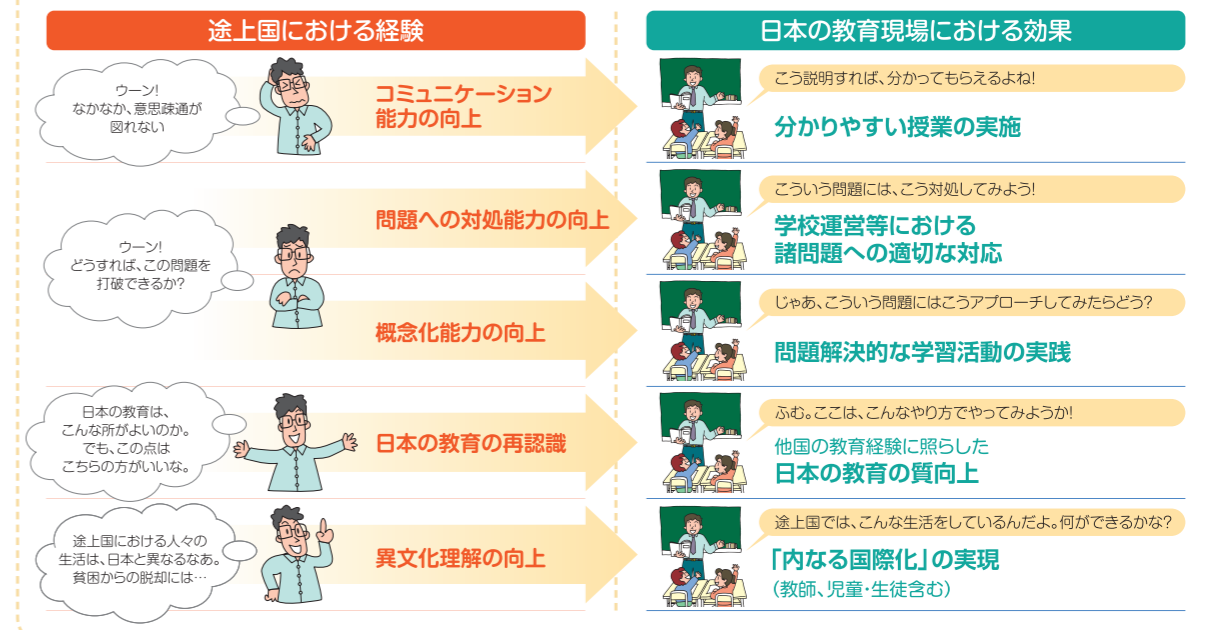
なお、現在はシニア海外協力隊にも本制度は適用されています。

日系社会青年海外協力隊及び日系社会シニア海外協力隊における現職教員特別参加制度

本制度は、中南米の日系社会にてご自身の技術や経験を生かしたいという意欲を持っている方を派遣し、日系社会の人々とともに生活・共働しながら中南米地域の発展を支援する日系社会青年海外協力隊及び日系社会シニア海外協力隊にも、2008年度より適用されています。期待される内容としては、①ポルトガル語等で児童

や保護者とコミュニケーションが行える。②日系児童・生徒が育ってきた社会的な環境（現地の生活習慣、文化・社会習慣）を把握している。③日系児童・生徒が育ってきた教育環境（現地の教育制度、教科指導のあり方、保護者と学校のかかわり方）等について把握している。等です。

教員の5つの資質・能力の向上



現職教員特別参加制度の主な特徴

本制度は、一般のJICA海外協力隊の募集と異なり、現職教員の身分を保持したまま参加できるという点で、主に以下の特徴を有しています。

1) 法律、条例等に基づく「派遣」であること (公立学校教員の場合)

「外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（派遣法）」、関連条例の適用を受けて業務として派遣され、所属先から給与が支給されます。

「地方公務員法の一部を改正する法律」に基づく「自己啓発等休業制度」（2007年度施行）に関する条例を受けての派遣とは異なります。

2) 参加期間が2年間

JICA海外協力隊に参加するためには、通常、海外の派遣期間(2年間)に加えて、派遣前訓練(60日～70日程度)等の期間が必要です。本制度では、**派遣期間と訓練等を合わせて2年間**としています。また、本制度による派遣者は全て、応募の翌年4月から訓練開始となり、その翌年度の3月下旬に帰国し、4月1日から復職が可能となります。このため、**協力隊参加期間と学年の区切りが一致**しています。

3) 教育委員会／国立大学法人／公立大学法人／各学校法人／学校設置会社等からの推薦による派遣

本制度による応募には、所属する教育委員会／国立大学法人／公立大学法人／各学校法人／学校設置会社等による推薦を受ける必要があります。

応募に際しては、所属する教育委員会等の案内に沿って応募ください。



佐野亜衣子さん(フィジー／2016年度3次隊)身長をはかる



北 淳平さん(バブアニューギニア／2017年度2次隊)黒板を指しての指導



上原実彩子さん(ガーナ／2013年度2次隊)教える様子

1 参加にあたっての待遇は？

渡航費	往復に要する航空運賃、国内旅費、移転料等をJICAが支給します。
現地生活費	国ごとに定められた額をJICAが支給します。 この金額は、派遣国の平均的な給与と生活経費に基づいて定めています。
住居	要請する側の責任として相手国政府が準備するのが原則ですが、これが不可能な場合は、JICAが現地の住居水準に基づき住居を確保します。
災害保障制度	労災保険特別加入（※1）、災害保障制度（※1）、共済会などの制度を設けています。
派遣前訓練経費	宿泊費・食費はJICA負担。 その他、日用品雑貨等個人で利用するものについては自己負担。 訓練所への移動旅費：JICA規程により支給
経験者手当	一定以上の経験・技能等が求められる案件（シニア案件）に派遣されるシニア海外協力隊および日系社会シニア海外協力隊の場合に支給。

※1…派遣法適用の公務員の方には、公務員災害補償法が適用されます。

なお、参加期間中、上記のほか、所属の都道府県・政令指定都市、国立大学法人、公立大学法人、各学校法人または学校設置会社等から、教員として給与が支給されます。支給額等の詳細は所属の教育委員会等にご確認下さい。

2 教育委員会等に対する費用面での支援

参加する教員の所属先に対し、現職教員派遣委託費または現職参加促進費をお支払いします。

現職教員派遣委託費*：都道府県・政令指定都市教育委員会を対象に、現職教員の確保・派遣と帰国後の社会還元への協力を教育委員会が行う委託業務として契約し、その委託費をJICAがお支払いします。

*現職教員派遣委託費は、都道府県・政令指定都市教育委員会にご案内しておりますので、ご関心のある政令指定都市以外の市町村教育委員会は都道府県教育委員会までお問合せください。

*国立大学附属学校、公立大学附属学校、私立学校及び学校設置会社の設置する学校の教員の派遣については、現職教員派遣委託費の対象外となります。

現職参加促進費：参加者の所属先が参加者を継続して雇用するために必要な経費の一部を所属先の申請に基づきお支払いします。現職教員派遣委託費と異なり、国立大学法人、公立大学法人、各学校法人及び学校設置会社も対象としています。

1 応募できる職種は？

ご自身の知識・経験や現在の業務との関連を踏まえて、要請内容を確認の上、現職教員特別参加制度で応募可能な要請の中から、応募職種・応募要請をそれぞれ、最大3つまで応募できます。

JICA海外協力隊（青年海外協力隊、シニア海外協力隊*、日系社会青年海外協力隊、日系社会シニア海外協力隊*）の教育分野の職種・要請内容は以下のとおりです。

※一定以上の経験・技能等の専門性が求められるシニア案件で派遣される隊員

(1) 応募可能な教育分野の職種

小学校教育、数学教育、理科教育、障害児・者支援、青少年活動、体育、音楽、環境教育、美術、幼児教育、学校保健、PCインストラクター、日本語教育等

※現職教員の経験・技術・知見を活かせる職種を対象としています。対象職種の変更・追加の可能性があります。応募の際には、最新情報をJICA海外協力隊ウェブサイトよりご確認ください。

(2) 青年海外協力隊およびシニア海外協力隊の要請内容(例)

① **小学校教育**：小学校において1～6年生を対象に担任教師と共に算数の授業を担当します。教材を用いて生徒の理解を深める授業を実施する他、教師

に対して授業改善への助言をします。また地域内の教師を対象とした研修会において、算数の授業法の紹介等を行います。

※中・高教諭で小学校教諭の免許がなくても応募できる「小学校教育」の要請もあります。

② **理科教育**：中等教育機関（日本の中学校や高校にあたる）において、同僚の理科教員と協働し、実験や観察を取り入れた理科の授業計画を策定、実施するとともに、実験器具の管理や身近な素材でできる実験教材の開発に取り組みます。実験や観察を通じ、理科のおもしろさを生徒に伝え、教育の質の向上に貢献します。

(3) 日系社会青年海外協力隊および日系社会シニア海外協力隊の要請内容(例)

現地の日系人社会からの要請として、日本語を必須科目とする学園において、日本語と日本文化（書道、折り紙など）の指導、情操教育（音楽または図工）の指導、学校行事の企画・実行への協力を行います。

※なお、ブラジル国では、政府公認校で教壇に立つには同国の教員免許が必要となりますので、派遣隊員は現地教員の補佐として授業をサポートします。

2 応募資格は？

参加希望教員は以下の各項目の全てを満たしている必要があります。なお、前提として、公立学校教員の場合は外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律や関連条例の適用を受けての派遣となります。

- 1 **現に教員（助教諭、養護助教諭及び講師を除く）として勤務し、参加年度当初に正規教員として勤続3年以上の実務経験を有すること**
※教育委員会等によっては、3年ではなく5年以上の実務経験が条件となることもあります。詳細は所属の教育委員会等にご確認ください。
※栄養士や実習助手など現職が「教諭」でない方については、本制度の対象にはなりません。但し一般の応募方法により現職を保持したまま参加することは可能ですので、参加を考えている方は願書提出前に所属の教育委員会等にご相談下さい。
- 2 **日本国籍を有すること**
- 3 **応募締切日時点で、年齢が20歳以上46歳未満の方**
- 4 **心身共に健康であり、開発途上国での協力活動に支障がないこと**
- 5 **単身で赴任できること**
- 6 **参加期間終了後も引き続き教員として勤務する熱意を有すること**
- 7 **語学力の向上や新たな外国語の習得に努力を惜しまないこと**

※応募に際し、必要な語学力は、英語の場合、中学卒業程度（英検3級もしくはTOEIC® スコア330点）に設定しています。この目安は合格後の派遣前訓練において語学力を修得する素地があるかどうかを確認することを目的として設定しています。

3 応募に必要な書類は？

参加希望教員は、JICA海外協力隊マイページにて応募手続きを行い、下記①～④を学校長に提出して下さい。⑤は郵送でJICA指定の宛先に提出して下さい。

- ①「**応募者調書**」
- ②「**応募用紙**」
- ③「**技術調書**」
- ④「**語学力証明書の写し**」
- ⑤「**健康診断書・問診票**」

学校長は、「JICA海外協力隊参加希望教員推薦書」とともに、教育委員会等から指定された書類を所属の教育委員会等に提出して下さい。

参加希望教員は、教育委員会等からの推薦が得られたことを確認した後、期日までにマイページでの応募を完了して下さい。



大西愛実(旧姓 野田)さん(ケニア/2019年度1次隊) 数学の授業にて

4 応募にあたって所属先への確認事項は？

本制度を適用して派遣される年度ごとの人数制限があったり、本制度による募集を実施していない場合がありますので、**応募にあたっては所属の教育委員会などへ必ず事前にご確認下さい。**

※その他の情報についても、応募する際にはJICA海外協力隊ウェブサイトより最新の情報をご確認ください。

JICA海外協力隊ウェブサイト：
<https://www.jica.go.jp/volunteer/>

健康診断について ～途上国活動には「健康」が一番！～

JICA海外協力隊の活動地域の多くは、日本と異なり自然環境や生活環境等が厳しく、また医療事情、衛生状態も悪い開発途上地域です。今までに派遣された隊員の中には、派遣先で体調を崩し、療養一時帰国または任期半ばで早期帰国を余儀なくされた例が散見されています。このような事態をできる限り回避するためにも、受験時の健康診断では、2年間のボランティア活動が支障なく行えるかどうかを基準に、JICA海外協力隊としての健康に関する適正を健康診断結果及び派遣先の状況等も考慮した上で、総合的に判断しています。

上述の健康診断書の送付をお願いしているのはこのような目的であることをご理解下さい。

健康診断の留意事項

参加希望教員が各自で医療機関を予約して受診して下さい。検査項目は多岐にわたりますので、予約の段階で全ての項目の受診が可能か、病院に確認して下さい。また、**受診から診断書作成まで2～3週間程度を要する場合もあります**ので、提出期限に必ず間に合うようにご留意下さい。なお文部科学省からの推薦を得た応募者については、健康診断受診費用は一定額をJICAが補助します。

詳しくは、JICA海外協力隊ウェブサイト「健康診断について」(<https://www.jica.go.jp/volunteer/application/seinen/physicalcheck/>)をご確認ください。

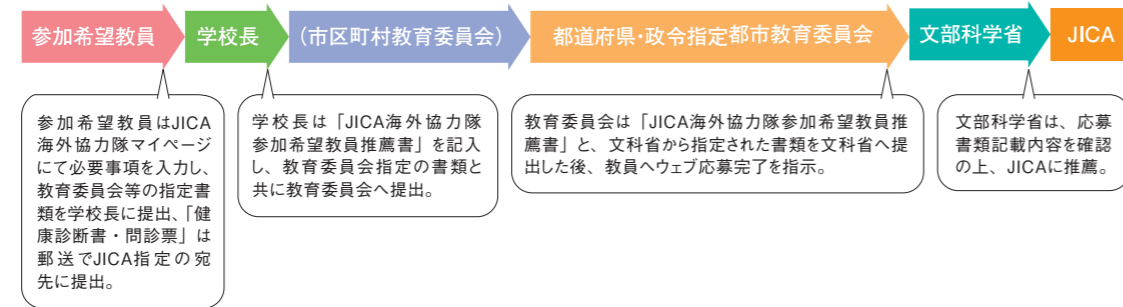
応募の流れと派遣までのスケジュール

1 応募・推薦・選考の流れ

募集開始後に、JICA海外協力隊マイページで応募書類を作成のうえ、教育委員会等の指定する期日までに指定された方法で教育委員会等へ応募書類を提出して下さい。教育委員会等での選考の結果、推薦を受けた方のみJICA海外協力隊マイページからご応募下さい。

応募・推薦の基本的な流れ

公立学校教員の場合



国立大学附属学校、公立大学附属学校、私立学校、学校設置会社が設置した学校教員の場合

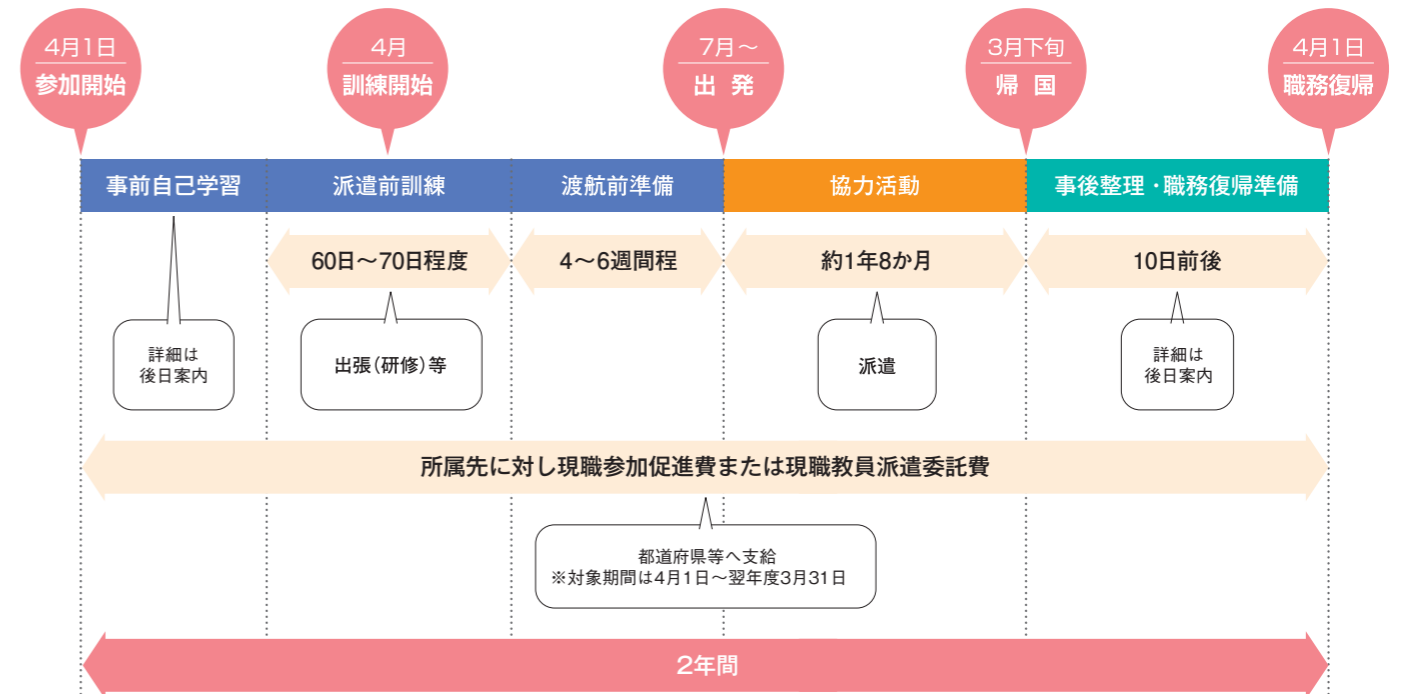


左：田中永和さん(マラウイ/2017年度1次隊) 教員養成大学での算数科授業
 右：石井理紗子さん(ルワンダ/2021年度1次隊) 子どもたちと手遊び歌
 右下：林由輝子さん(ネパール/2019年度1次隊) 子どもたちと英語かるた

募集から派遣までのスケジュール(一例)

※各スケジュールは変更になることがありますので、応募する際にはJICA海外協力隊ウェブサイト (<https://www.jica.go.jp/volunteer/>) より最新の情報をご確認下さい。

3月～4月	●文部科学省から都道府県・政令指定都市教育委員会、附属学校を置く国立大学法人、公立大学法人、知事部局及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する構造改革特別区域法第12条第1項の選定を受けた各地方公共団体等関係機関へ制度の広報と参加希望教員の取りまとめを依頼
5月～6月	●JICA海外協力隊ウェブサイトに要請案件リスト、募集情報を公開 ●応募受付開始 ●参加希望教員は教育委員会等に指定された期日までに「応募者調書・応募用紙・技術調書」を提出(JICA海外協力隊マイページで入力しPDF化) ●「JICA海外協力隊参加希望教員推薦書」を学校長が記入し教育委員会等に提出 ●参加希望教員は「健康診断書・問診票」をJICA指定の宛先に期限までに提出 ●教育委員会からの推薦結果の通知を受け推薦された者は、JICA海外協力隊マイページで応募を完了(応募完了ボタンの押下) ●文部科学省による推薦手続き
8月	●JICA海外協力隊マイページにて一次合否発表 ●JICAから文部科学省へ一次選考の結果を通知 ●文部科学省から教育委員会等へ一次選考の結果を通知
9月	●JICAにおける面接
10月	●JICA海外協力隊マイページにて最終合否発表 ●JICAから文部科学省へ最終合否の結果を通知 ●文部科学省から教育委員会等へ最終合否の結果を通知
翌年4月	●事前自己学習 ※詳細は後日お知らせします。
4月～6月	●派遣前訓練(60日～70日程度)
7月以降	●派遣 ●日本の学校と遠隔授業を実施(協力活動期間内)
翌々年3月下旬	●帰国 ●事後整理 ※詳細は後日お知らせします。



現職教員特別参加制度を利用して派遣された方や、
現在、日本の教育現場で活躍している教員の方々に、
派遣までの経緯、現地での活動、帰国後の教育現場への協力隊経験の
還元事例などについて語っていただきました。

石動徳子さん

(セネガル／小学校教育／2014年度派遣)
兵庫県 神戸市教育委員会 (原稿執筆当時)

きっかけは、海外旅行中での違和感でした。きらびやかな観光地、一方で決して豊かとはいえない現地の人の生活風景…そのギャップが違和感の理由でした。その後、JICA関西の教師海外研修に参加し、カンボジアへ渡航しました。カンボジアで周りの信頼を受けて活動されている隊員の姿を見て、自分も旅行とは違った形でその国の人に役立つことがしたいと思い、海外協力隊に参加することを決めました。

セネガル派遣中では主に、教員研修センターで研修対象に音楽・図工・体育の授業を提案していました。また、近隣の幼稚園や小・中学校に出向き、先生たちと音楽・図工・体育の授業を行い、普及に努めていました。そして、せっかく現職教員として派遣されているので、所属校をはじめ複数校の小学生とセネガルの小学生とで、絵手紙やビデオレター、オンラインなどを通じて交流も行いました。

帰国後は、地域の小学校で学級担任や国際教室担当を務めたのち、現在は神戸市教育委員会内の部署



で、日本語指導を中心とした外国につながる子供たちへの支援に携わっています。少数派になる心境、異言語で自分の思いを伝えることの難しさ、たとえ国や文化が違って同じ人間として関わることの大切さ…派遣中に抱いた思いは、今の自分の考え方や業務へとつながっています。また、協力隊に参加したことでネットワークが大きく広がりました。日本各地にOB・OGがおり、困ったときや何か行動を起こしたいときに、すぐ相談できる仲間がいるのは自分の武器となっています。

現職参加には、隊員経験で得た知見やネットワークを、目の前の子供たちに活かすことができるという大きな魅力があります。私の場合はその一つの形ですが、先生によって多様な可能性があると思います。ぜひ、多くの先生方に参加していただき、ご自身の幅を広げ、子供たちへの教育に活かしていただきたいです。



金光邦朗さん

(ソロモン／理科教育／2016年度派遣)
東京都 八王子市立恩方中学校 (原稿執筆当時)

「海外で先生になる」という夢、いつか「現職教員特別参加制度」に挑戦しようと思いつつ、日々の仕事に追われ10年、夢を夢のまま終わらせていいのかと思い、応募することを決意しました。

現地の配属先では、授業と実験、行事への参加が求められ、現地の物を用いた実験法の考案、体力測定、日本文化の紹介等、取り組みを進めました。しかし、必要な支援かと疑問に思うこと、進捗状況が悪いこと等、歯痒さを感じました。結局、気負った活動ではなく、任地の暮らしに馴染み、先生や生徒、村人との関わりに重点を置き活動しました。生活も現地様式とし、満点の星空の下で水浴び、薪をくべて料理、英語ではなく現地語を話しました。村の集会、祭にも全て参加しました。この頃は、理科教育隊員というより村人隊員でした。しかし、任地に馴染むことで、頼まれ事が増え、活動の糸口となりました。教員向け実験法講習会の開催、子どもたち向け星空勉強教室を開催しました。懐中電灯の光の下、目を輝かせながら算数や英語を

勉強する子どもたちから、学ぶことは楽しいことと気づかされました。村でのんびり過ごす時間が、日本で忘れかけていた豊かな時間になりました。任地を離れる際、「君は俺らと同じものを食べ、同じ言葉を話し、同じ歌を歌ってくれた。ありがとう。君は俺たちと同じだ。」と話してくれ、とても嬉しく思えました。

帰国後、任地との関わりを継続しています。ソロモン諸島から教え子3名を3か月間、日本に招待し、日本の中学生と直に交流しました。日本、ソロモン双方の生徒にとって、意義のある国際理解教育となりました。また、東京オリンピックパラリンピックで、ソロモン諸島の選手とオンライン交流会を実施することもできました。

ソロモン諸島での経験は、私の財産となり、その財産を日本の生徒たちに伝えることができ、改めて「現職教員特別参加制度」に参加してよかったと感じています。

住友夏代さん

(ブラジル／小学校教諭／2013年度派遣)
愛知県 名古屋市立東海小学校 (原稿執筆当時)

『あなたもわたしも大切にできる自分』

これは、私が日系社会青年ボランティアとして、ブラジルで約2年間の活動を経て学んだことです。

派遣前、教員として勤務していた私は、画一的・閉鎖的な考えで自分の思いを子どもに押し付け、何度も失敗をしていました。そんな自分を変えたい。そのためには、自分の視野を広げる必要があると思い、応募を決めました。

私の配属先は、幼小中の一貫校でした。学園の経営陣は、日本式の教育内容を取り入れたいという願いがあったので、組体操や太鼓など、集団で団結力を高めることができる活動を行いました。その他にも清掃活動、机や学習用具の整理整頓が習慣的に行えるようなプロジェクトに携わりました。

特にプロジェクトの活動では多くのことを学びました。始めは、職員や子どもの思いをなおざりにして、日本式の



やり方を導入したことで、子どもからは不満の声。職員の助けは得られず、活動は衰退していきました。私は、相手の文化や思いを尊重するという重要性に本当の意味で気付いていなかったのです。そこで、職員と意見交流をしたり、現地の子どもに日本の学校の様子を動画で見せたりして活動の意義を伝えました。決して日本流ではなく、『現地の思いを大切に』を心がけました。すると、活動に賛同した職員の手伝いや自主的に活動する子どもの姿が見られるようになりました。こうして、私は自分だけではなく、相手も大切にすることを学ぶことができました。

帰国後は、復職して名古屋市の教員として働いています。外国につながるのある子どもへの日本語指導や、国際理解教育に興味をもつ同僚との授業づくりに取り組んでいます。経験したことを生かして、子どもや同僚の思いを大切にすることを心がけています。



牧野田周二郎さん

(ガーナ／小学校教育／2016年度派遣)
東京都 江戸川区立清新ふたば小学校 (原稿執筆当時)

父親の仕事の都合上、海外での生活が長かった私にとって、「いつかは自分も海外で仕事をしてみたい」という気持ちは、以前から自分の中に自然と存在していました。職場に貼ってあった「現職教員特別参加制度」のポスターをたまたま見かけ、教員にとって参加しやすい制度と知り応募に至りました。

私への要請は郡内64校の理科数科教育の質を上げることが目的でした。当初は指導主事のような立場になり、現地教員の授業を参観し、日本で培ったノウハウを助言として行うものだと考えていました。しかし、現地校をいくつか訪問した際、私の助言などに耳を傾ける教員はいないかもしれないと感じるようになりました。それは、日本との指導方法の根本的な違いや文化の違い、社会的な労働環境の違いなどから来るものですが、どこの国から来たかも分からない若輩者に授業を見られ、仮に指摘等されたとしたら、到底受け入れられないのではと想像したからです。

そこで、私は自分の授業を見せようスタイルに変え活

動を行いました。初めは先生方も子どもたちも普段と違う授業に戸惑う様子もありましたが、教師主体ではなく、子ども主体で行う授業の良さに理解を示してくれるようになりました。上手くいかないことや、悔しい思いもたくさんしましたが、1年9ヶ月の活動期間に、述べ1200コマ以上の通常授業を担当の先生に見てもらい、22回の教員向けワークショップも行うことが出来ました。結果、ほんの一握りですが、実際に自分の授業内容を変えようと、挑戦してくださった先生方がいたことがとても嬉しかったです。こうした活動ができたのも、現地の方々の支えがあったことです。

帰国後は、子どもたちに経験を話すことに加え、国際協力をテーマとした出前授業を行ったり、勤務校とオランダの学校とを結んだりして、経験を役立てています。日本だけでない世界に目を向け、異文化と触れ合うワクワク感を自分の経験談として話せることは、協力隊に参加したからこそできる特権だと思います。

よくある質問

Q1 現職教員特別参加制度と一般公募の違いはどのようなものでしょうか。

現職教員特別参加制度に参加するためには、所属先校長に所定の推薦書の作成を依頼したうえで、所属先（公立校の場合は教育委員会）の推薦を得る必要があります。一般公募とは募集日程や応募手続きが異なります。また、本制度の特徴は業務として派遣され、有給での参加となる点が挙げられます。なお、所属先の推薦を得られない場合や所属先が協力隊参加期間中の給与を支給できない場合でも一般公募に応募することは可能です。

Q2 現職の身分のまま派遣され、帰国後復職できるのでしょうか？

「現職教員特別参加制度」は、公立学校、国立大学附属学校、公立大学附属学校、私立学校及び学校設置会社の設置する学校の教員を対象にして、現職の身分を保持したまま青年海外協力隊等に参加できる制度です。帰国して、再び教員として活躍いただけます。

Q3 一般案件とシニア案件の違いを教えてください。

一般案件とシニア案件の違いは求められる専門性の違いにあります。シニア案件では、一定以上の経験・技能（15年以上の実務経験を想定）等の専門性が求められる案件で、シニア案件で派遣される隊員をシニア海外協力隊または日系社会シニア海外協力隊と呼びます。

Q4 健康診断が大変厳しいと聞きましたが、本当ですか？

ボランティアの選考での「健康診断」は生活環境が厳しく医療事情の劣悪な地で2年間生活することに耐えうるかどうかを判断するため、比較的厳しい基準が設けられています。「健康診断」で不合格となる人の原因として多いのは、栄養障害、やせすぎ・肥満（BMI 一般的基準値：18.5 以上 25.0 未満）、婦人科疾患、ストレス疾患、皮膚疾患、貧血などです。日々の生活から、過度の飲酒や睡眠不足、過労を避け、バランスのよい食事を摂るなど心がけてください。

Q5 語学に不安があるのですが…

語学に不安があるからといって受験をあきらめる必要はありません。JICAでは、派遣前訓練において語学を習得する機会を設けていますし、自己学習の支援等も行っていきます。何より、新たな言語の習得に対する努力を惜しまないことが重要です。また、協力隊の選考では、現時点での語学能力のみをもって審査するのではなく、今後の学習による言語習得の素養をみつつ、派遣される要請とのマッチングを行っています。

※応募に際し、必要な語学力は、英語の場合、中学卒業程度（英検3級もしくはTOEIC®スコア330点）に設定しています。この目安は合格後の派遣前訓練において語学力を修得する素地があるかどうかを確認することを目的として設定しています。

Q6 現在、小学校の教諭ですが、「理科教育」に応募できますか？

小学校教諭だから職種「小学校教育」に応募しなければならないというわけではありません。

たとえば、中学校教諭一種・二種（理科）免許を所持している方や理科実験の知識や経験がある方は、職種「理科教育」でその資格や専門性を生かせる場合もあります。要望調査票の資格・条件を確認してみてください。

Q7 派遣国での安全管理はどうなっていますか？

派遣前に様々な安全対策研修を行います。また、派遣中においてもJICA在外各事務所から各隊員に対し、派遣国の安全に関する情報提供・注意喚起に加え、防犯のための安全性の高い住居の選定、防犯設備等の強化のほか、無線機や衛星携帯電話、携帯電話などの緊急時の連絡手段の確保を行っています。また、国や時期によってはJICAより派遣国内における渡航地域や活動時間の制限等の安全対策措置を課すこともあります。

万が一、治安状況が悪化した場合は、派遣地域の変更や、近隣国あるいは本邦への一時退避などを行います。

お問い合わせ先

独立行政法人 国際協力機構（JICA）

JICA海外協力隊募集事務局

TEL：045-410-8922 お問い合わせ時間 10:00～12:00／13:00～19:00（土日祝日を除く）

Email：contact@jocv.info